

# 健康保険だより

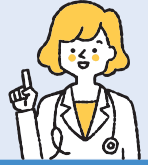
令和8年4月号

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します  
 ※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

職場のみなさまで  
 回覧をお願いします。

## 申請手続きには便利な電子申請をご案内ください

令和8年1月から任意継続や傷病手当金など各種申請手続きの電子申請が可能になりました。電子申請では、郵送に係る手間が不要になるのはもちろん、申請後の処理状況がオンラインで確認できるようになるなど、メリットが多数あります。ぜひ従業員さまへご案内ください！



## PCでもスマホでも 4ステップでカンタン申請



平日8時～21時\*  
 の間利用できます  
 ※土日祝日・年末年始  
 (12/29～1/3)は除く

STEP 1

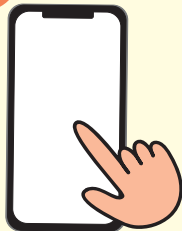


電子申請の  
 ご利用は  
 はこちら



マイナンバーカードを  
 利用してログイン

STEP 2



申請したい申請書を選択

STEP 3



入力フォーマットに必要な  
 事項を入力し添付書類は  
 電子ファイルをアップロード

STEP 4



申請手続き完了です！  
 「受付」「審査中」「申請完了」  
 「返戻」など、審査状況が  
 確認できます。

利用できる  
 対象者

被保険者（被扶養者は一部申請に限る）  
 社会保険労務士※

▶ マイナンバーカードとマイナポータルアプリのダウンロードが必要  
 ▶ 協会けんぽが発行したID・パスワードが必要

※社会保険労務士の方は、特定健康診査受診券（セット券）申請書、特定保健指導利用券申請書は申請代行ができません。

電子申請について  
 詳しくはこちら

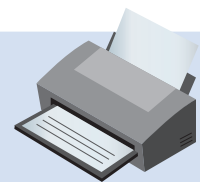


## 紙で申請される方へのお願い

協会けんぽでは紙で申請いただいた書類を機械処理しています。申請書の様式サイズが異なっている場合や印刷濃度が薄い場合などは読み取りができず、事務処理に時間を要します。

給付金の速やかなお支払いなどスムーズな事務処理を行うため、協会けんぽのホームページから申請書を印刷する場合は、次の設定での印刷にご協力をお願いします。

- ①「片面印刷」にする（「用紙の両面に印刷」にチェックしない）
- ②「実際のサイズ」にする（ページの「拡大・縮小・回転」等の設定をしない）
- ③「トナーセーブ」をしない（トナー・インクの使用について「通常設定」にする）



# 健康保険委員にご登録ください!

## 健康保険委員とは?

事業所様と一体となった事業運営を行うため、従業員のみなさまと協会けんぽとの架け橋となっていただく方です。従業員様への健康保険に関する情報の周知広報や健康づくり、生活習慣病予防に関する啓発などが主な役割です。



神奈川支部では、**約25,000人**の被保険者の方々に健康保険委員に登録いただいています!  
(令和8年2月1日現在)

登録費・年会費  
**無料**

## 登録するとこんな特典が!

1

健康保険の手続きに役立つ資料や広報誌(年4回)をお届け!



2

オンライン研修会に参加できる!



令和8年度は8月と1月の年2回予定しています。


3

活動実績に応じて表彰が受けられる!



ご登録はこの用紙に記入して、FAX または 郵送

健康保険委員登録書 **FAX : 045-662-0821**

ふりがな		
登録される方の氏名(被保険者)※		
健康保険の記号・番号	記号	番号
事業所名		
事業所所在地		
電話番号		
利用規約(右の二次元コード)に同意のうえ、メールマガジンの配信を希望する場合はご記入ください。		
メールアドレス	@	

※ご登録いただけるのは、神奈川支部の被保険者(本人)の方となります。被扶養者(家族)の方は登録できませんので、ご容赦ください。

## 健康保険委員の交代に関するお願い

健康保険委員の方が退職や後期高齢者医療制度への加入により被保険者資格を喪失された場合は、「健康保険委員交代届」のご提出により、後任の方のご登録をお願いいたします。

「健康保険委員交代届」はこちらからダウンロード



## ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、「協会けんぽKANAGAWA 健康保険だより」のバックナンバーを掲載しております。ぜひご覧ください。



協会けんぽ神奈川支部の公式LINEをご登録ください!

みなさまの健康づくりに役立つ情報をお届けします

